

令和 8 年 9 月 3 日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

関東地方整備局は、株式会社トーニチコンサルタント及び日本交通技術株式会社に対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） F A X：048-600-1917

建設産業第二課長 小塚（こづか） （内線：6651）

専門調査官 望月（もちづき） （内線：6653）

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録停止措置を行いました。

記

1 措置対象業者

商 号 株式会社トーニチコンサルタント
登録番号 建 6 - 2 7
代 表 者 代表取締役 横井 輝明
所 在 地 東京都渋谷区本町 1 - 1 3 - 3

商 号 日本交通技術株式会社
登録番号 建 6 - 3 6
代 表 者 代表取締役 舘山 勝
所 在 地 東京都台東区上野 7 - 1 1 - 1

2 措置内容

建設コンサルタント登録規程第 12 条第 1 項の規定に基づく登録の停止

（1）登録停止期間

令和 8 年 9 月 1 8 日から令和 8 年 1 0 月 1 7 日までの 3 0 日間

（2）登録停止対象部門

全部門

3 措置理由

株式会社トーニチコンサルタント、日本交通技術株式会社外 3 社及び J R 東海は、遅くとも令和 3 年 2 月 1 9 日以降、特定跨線橋点検等業務について J R 東海が提供する点検リストをもとに、5 社の中から受注予定者を決め、受注できるように協力する旨の合意を交わしていた。これにより 6 社は、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、公正取引委員会により認定された。令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会により独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令が発出された。

このことが、建設コンサルタント登録規程第 11 条第 2 号に該当すると認められる。